

諮問番号：諮問第 257 号

答申番号：答申第 257 号

答申書

第 1 審査会の結論

筑後市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく次の表に掲げる保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分の名称	処分の略称
保護の変更時期を令和 4 年 9 月 1 日とする保護変更決定処分	本件処分 1
保護の変更時期を令和 4 年 10 月 1 日とする保護変更決定処分	本件処分 2
保護の変更時期を令和 4 年 11 月 1 日とする保護変更決定処分	本件処分 3

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

収入認定でミスがあった分を遡って返還するような裁決をしてほしいというものであり、その理由は次のとおりである。

実際に収入認定の間違いが起こっているのは令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 11 月 1 日までの全ての月において収入認定の間違があるのに時効を理由に 3 か月分しか変更を決定していない点。

収入認定をする際に障害基礎年金の児童加算分と児童扶養手当が重複しているのに当時収入認定担当者が気付かずに過分に認定していた。

上記の事に対して現担当者に相談したところ当時の担当者が出てきて法律書を持ってきて意味不明な説明を繰り返し、もう終わったことだから認められないと一方的な発言をされた。

当時の担当者が重大な認定ミスをしたにも関わらず自分の保身のためミスを認めず、審査請求人に全責任を被せてくる担当者及び当該担当者のみ話をさせ上司が出てこないいい加減な筑後市福祉課に対してとても悔しく理不尽な思いをしたので、こ

のようなことの無いようきちんと精査してほしいと思っている。

実際は令和3年11月30日に障害基礎年金をまだ貰ってないにも関わらず収入認定し差し引かれている。そのため12月15日の年金が振り込まれるまで困窮した生活を送っている。

こちらに重大な過失がない場合5年遡ることができるという聞いている。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、実際に収入認定の間違いが起こっているのは令和3年7月1日から令和4年11月1日までの全ての月において収入認定の間違があるのに時効を理由に3か月分しか変更を決定していないことから、収入認定でミスがあった分を遡って返還するよう求める旨を主張している。

また、審査請求人は、収入認定をする際に障害基礎年金の児童加算分と児童扶養手当が重複しているのに当時収入認定担当者が気付かずに過分に認定していたと主張している。

このことは、児童扶養手当に係る収入認定の誤りは処分庁に帰責性があり、本件各処分における児童扶養手当額の変更に伴う保護費の追加支給について、令和4年8月分以前についても行うべきと主張するものであると解される。

上記を踏まえ、以下では本件各処分における保護費の算定及び保護費の追加支給を令和4年9月分以降のみとしたことに違法又は不当な点があるかどうか検討する。

(1) 本件各処分における保護費の算定について

審査請求人の児童扶養手当額は、令和4年4月分から43,070円に改定されており、処分庁は本件各処分以前に、令和4年9月分、10月分及び11月分保護費の算定において、収入充当額として児童扶養手当額43,070円を認定していたことが認められる。

そして、令和4年10月24日付け児童扶養手当証書には、審査請求人の手当支給額について24,420円（年金なし時の手当月額43,070円）と記載されており、同年11月16日、処分庁は同年9月1日、10月1日及び11月1日を保護の変更時期として、収

入充当額のうち児童扶養手当額を 43,070 円から 24,420 円に変更し、同年 11 月 21 日付けで、処分庁は上記決定に基づき本件各処分を行っている。

以上のことから、処分庁は審査請求人の児童扶養手当額が 43,070 円から 24,420 円に変更されていることを確認した上で、令和 4 年 9 月分から 11 月分までの保護費の算定を行ったものと認められる。

なお、本件各処分における、審査請求人世帯における最低生活費の算定及び児童扶養手当以外の収入充当額の算定について、法令等に基づき適切に行われたものであると認められる。

したがって、本件各処分における保護費の算定において不合理な点はない。

(2) 保護費の追加支給を令和 4 年 9 月分以降のみとしたことについて

法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと定めている。

また、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13 の 2 答の 1 は、世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるが、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかである場合は、発見月から前 5 年を限度として追加支給して差し支えないとしており、問答集問 13 の 2 答の 3 は、収入減の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過大となった場合の取扱いについて、問答集問 13 の 2 答の 1 と同様である旨を規定している。

そして、児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）第 3 条の 3 第 1 項は、受給者は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 13 条の 2 の規定により児童扶養手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、14 日以内に、公的年金給付等受給状況届を手当の支給機関に提出しなければならないと定めている。

本件において、令和 4 年 11 月 7 日付け返納額確認書の記載から、審査請求人は令和 3 年 7 月分の児童扶養手当支給額から過払い額が生じており、同月分から児童扶養手

当額に変更が生じたことが認められる。

このことについて、令和3年10月28日付け児童扶養手当証書には、障害年金、遺族年金等の公的年金を受けるようになったとき、必ず届出が必要であり、届出がないまま手当の過払いが生じた場合、あとで返還しなければならない旨が記載されている。

また、令和3年11月13日に、筑後市福祉事務所の職員は審査請求人に架電し、審査請求人の障害基礎年金2級が決定しており、同年12月15日に419,000円が振り込まれる予定になっているため、収入申告に来所するよう指導しており、同年12月7日付け年金支払通知書には、審査請求人の障害基礎年金について、同年12月の支払額は419,000円と記載されており、同月15日に審査請求人に対し年金として419,000円が振り込まれている。

そして、令和4年10月11日、審査請求人は筑後市長に公的年金給付等受給届を提出し、同年10月24日付け児童扶養手当証書には、審査請求人の手当支給額について24,420円と記載されている。

上記を踏まえると、審査請求人は令和3年12月15日に障害基礎年金が振り込まれており、障害基礎年金を受給後に届出が必要であったにもかかわらず、障害基礎年金が振り込まれてから約10か月後の令和4年10月11日に公的年金給付等受給状況届を提出したことで、令和3年7月分に遡及して児童扶養手当額に変更が生じたものと認められる。

そうであれば、本件において、既に認定した収入充当額が過大となったことについて、審査請求人に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかである場合に該当するものであるとはいえないので、処分庁が、児童扶養手当額の差額の追加支給を、令和4年9月分から11月分までとしたことに不合理な点はない。

以上のことから、本件各処分における保護費の算定及び保護費の追加支給を令和4年9月分以降のみとしたことに違法又は不当な点はない。

その他、本件各処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年3月18日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年5月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、審査請求人の児童扶養手当額が変更されていることを確認した上で、令和4年9月分から11月分までの保護費の算定を行ったものと認められる。また、本件各処分における審査請求人世帯の最低生活費及び児童扶養手当以外の収入充当額の算定は、いずれも法令等に基づき適切に行われたものであると認められることから、本件各処分における保護費の算定について、不合理な点はない。

なお、審査請求人は、本件各処分における児童扶養手当額の変更に伴う保護費の追加支給について、令和4年8月分以前についても行うべきである旨を主張している。

問答集問13の2答の1は、世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるが、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかである場合は、発見月から前5年を限度として追加支給して差し支えないとしており、問答集問13の2答の3は、収入減の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過大となった場合の取扱いについて、問答集問13の2答の1と同様である旨を規定している。

本件についてこれをみると、審査請求人は、令和3年12月15日の障害基礎年金受給後に当該受給について届出が必要であったにもかかわらず、約10か月後の令和4年10月11日に公的年金給付等受給状況届を提出したので、処分庁は、上記問答集に示された3か月程度に当たる令和3年7月分に遡及して児童扶養手当額を変更したものと認められる。

そうすると、本件において、既に認定した収入充当額が過大となったことについて、上記問答集にいう「審査請求人に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかである場合」に該当するとはいえないので、処分庁が、児童扶養手当額の差額の追加支給を、令和4年9月分から11月分までとしたことに不合理な

点はないというべきである。

以上のことから、本件各処分における保護費の算定及び保護費の追加支給を令和4年9月分以降のみとしたことに違法又は不当な点はない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 森 美知子